

市民農園の使用許可条件

- 1 利用時間

4月1日から10月31日までは、午前7時から午後7時30分まで

11月1日から3月31日までは、午前7時から午後6時まで
 - 2 農具・肥料等は、使用後は整理整頓して農具倉庫に保管してください。

但し、利用時間外は倉庫を施錠いたしますので使用できません。
 - 3 使用の許可を受けた農園の区画は、除草(草取り)を行ない、常にきれいな状態で管理して下さい。
 - 4 使用許可期間を超える宿根性植物や、植木・果樹等の栽培は認めません。
 - 5 収穫物の残りや除草後の雑草等は、使用者の責任において処理してください。
 - 6 農園の使用者は、使用許可期間満了の日までに当該農園を整理し、管理者の検査を受けたのちに返還してください。
 - 7 農園使用の権利を第三者に譲渡してはいけません。
 - 8 許可期間満了後に放置された栽培物・私物等は、管理者で処分いたします。
 - 9 農園使用上の自然災害、病虫害又は盗難等による栽培作物等の損害等に対して市は責任を負いません。
 - 10 営利を目的とした栽培を行ってはいけません。
 - 11 散水栓の使用にあたっては、節水に努めてください。
- ※ 農園の草刈り後の草や木の枝、肥料の袋、ポリ缶等は、各個人で持ち帰り、ゴミ出しをお願いします。ゴミ捨てを目撃した場合、農園の利用の取り消しを行う場合があります。